入　札　公　告

１．入札事項

「ＳＳＲ応答高周波信号受信部の製作」

※詳細は入札説明書及び仕様書を参照。

２．入札に参加する者に必要な資格

(1)　平成 25･26･27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類　：　「物品の製造」

資格の等級　：　A、B、C 又は D 等級のいずれか

(2)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3)　その他、発注者が定める要件をすべて満たす者であること。（詳細は入札説明書に記載）

(4)　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは 処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受 けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

(5)　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

３．入札説明会実施の有無　：　なし

４．入札説明書及び仕様書の受取方法、また、契約書(案)等の閲覧

当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。

URL：http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_index.htm

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

電子メールにて平成 27 年 7 月 21 日（火）17 時 00 分まで受付。なお、電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記して下さい。

６．入札参加希望申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された審査項目について、履行可能であることを記載した申請書を次の期限までに提出して下さい。提出された申請書の審査の結果、本件を履行できると認められた者に限り、入札への参加を認めます。なお、提出した申請書に関し説明を求められたときは、申請者はこれに応じることとします。

①　申請書提出方法　：　持参又は郵送　※様式任意

②　申請書提出締切　：　平成 27 年 7 月 21 日（火）17 時 00 分

③ 審査の結果　　：　平成 27 年 7 月 28 日（火）までに通知

７．入札書の提出方法

(1) 提出方法：　持参又は郵送（電信、電子入札不可）

(2) 提 出 先　：　国立研究開発法人電子航法研究所 総務課 契約係

(3) 提出締切：　平成 27 年 7 月 29 日（水）　14 時 00 分

８．開札日時及び場所

(1) 日時　：　平成 27 年 7 月 29 日（水）14 時 10 分　　※入札書提出者の開札立会義務なし

(2) 場所　：　国立研究開発法人電子航法研究所 本館２階 総務課前（別紙地図参照・車駐車可）

９．入札保証金及び契約保証金　：　免除

１０．入札の無効

上記２．の資格を有さない者のした入札、及び上記４．で示された入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１１．契約書作成の要否　：　要

１２．その他

(1) 入札書提出締切後に到着した入札書は無効とする。

(2) 上記８．の開札で予定価格の制限の範囲内に達する価格の入札がない場合は、当研究所の入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を実施する。なお、再度入札は１回のみとする。

(3) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記 7.(2)まで提供すること。

平成 27 年 7 月 7 日

国立研究開発法人 電子航法研究所

理事長　山　本　憲　夫

※本件に関する資料の送付、質問及び入札書の提出先

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23

国立研究開発法人電子航法研究所 総務課 契約係

TEL：0422-41-3476　FAX：0422-41-3169　e-mail：tender@enri.go.jp

3 電子航法研究所周辺

至三鷹駅
三鷹市役所前バス停
三鷹農協前バス停
三鷹郵便局
三鷹市役所
JA東京むさし三鷹支店
1号棟
監視通信領域
7号棟
仮想現実実験棟
東八道路
至高井戸
通用門
正　門
外来者は
通行不可
交通安全
環境研究所
宇宙航空
研究開発機構
至調布
アンテナ
試験棟
2号棟
航空交通管理領域
電波無響室
海上技術
安全研究所
4号棟
監視通信領域
3号棟
電子航法研究所
5号棟（本部棟）
2F役員室/総務課
1F研究企画統括/企画課
講堂
6号棟
航法システム領域

入　札　説　明　書

１．発注者
２．入札内容等
３．入札に参加する者に必要な資格
４．入札説明会実施の有無
５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
６．入札参加希望申請書等の提出
７．入札書･入札内訳書提出の方法等
８．その他

（添付書式）
「入札書受取確認票」
「入札書及び内訳書」

１．発注者

国立研究開発法人 電子航法研究所　理事長　山本　憲夫

２．入札内容等

(1) 入札事項

「ＳＳＲ応答高周波信号受信部の製作」

※詳細は仕様書参照。

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行（納入）期限

平成 27 年 11 月 14 日

(4) 履行（納入）場所

国立研究開発法人電子航法研究所（東京都調布市深大寺東町 7-42-23）

(5) 入札方法

① 入札参加者は、履行（納入）に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。

② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金　　免除

３．入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成 25･26･27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者であること。

資格の種類：「物品の製造」

資格の等級：A、B、C 又は D 等級のいずれか

(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 発注者が定める要件（別紙「技術審査項目」参照）をすべて満たし、発注者より履行可能であると認められた者であること。

(4)　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

(5)　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

(6) 官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

(7) 次の各号の一に該当する者は、入札に参加する資格を有さないものとする。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後２年を経過しない者。

ア　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと、または契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ　契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

キ　機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

ク　内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること。

４．入札説明会実施の有無　　無

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

(1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail：tender@enri.go.jp

(2) 頂いた質問（当研究所からの回答を含む）のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載することとする。

６．入札参加希望申請書等の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告記載の方法により入札公告記載の期日までに次の資料を添付した入札参加希望申請書（様式任意）を提出すること。

① 官公庁から発行された競争参加資格決定通知書の写し

② 別紙「技術審査項目」記載の審査項目について、履行可能であることを記載した書面（必要に応じ資料）　※様式任意

③上記３（４）～（５）までについて誓約するための書類として、別紙様式による誓約書。

(2) 申請書等の提出先

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町７丁目 42-23

国立研究開発法人電子航法研究所 総務課 契約係　TEL：0422-41-3476

７．入札書･入札内訳書提出の方法等

(1) 入札書･入札内訳書提出方法

持参または郵送（電信、電子入札不可。郵送の場合は、書留、配達記録等配達された記録が残る方法による）

(2) 入札書･入札内訳書の提出先

６．(2)に同じ

(3) 開札の場所

国立研究開発法人電子航法研究所 本館２階 総務課前応接間（車駐車可）

(4) 締切の厳守

入札書等の提出にあたっては、入札公告記載の期日を厳守すること。なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札書･入札内訳書の提出方法

【郵送の場合】

入札書･入札内訳書に、添付の「入札書受取通知票」（FAX 宛先（受け取り担当者名まで記載）及び FAX 番号を記入）を同封し、当研究所契約係あて郵送すること。この場合、入札書へ記載する日付は、郵便投函日の日付を記載して下さい。郵送された入札書・入札内訳書は、当研究所に到着した時

点で開封し、誤記、記入漏れ又は押印漏れ等がないかを確認します。

なお、入札書を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所契約係あて問い合わせ下さい。

【持参の場合】

入札書・入札内訳書を封筒に入れて（のり付け不要）持参すること。提出された入札書・入札内訳書は、即日、開封して誤記、記入漏れ又は押印漏れ等がないかを確認します。なお、入札書の署名（又は記名）・押印者以外の者の持参を認めます。

(6) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関または支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。

(7) 入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書・入札内訳書の返却時以外、提出した入札書･入札内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(8) 入札の無効

① 上記３．に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）の記名または押印（外国人、または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。

イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。

ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他入札に関する条件に違反したもの。

② 平成 25･26･27 年度 国土交通省一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。

(9) 入札の延期等

入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合であって、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(10) 代理人による入札

① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入

札者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。

② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(11) 開札の方法

① 開札は、立ち会いを希望する入札者を立ち会わせて、当研究所の職員が行う。

② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所総務課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の３名以上の入場は認めない。

③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。

④ 入札者は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。

⑤ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。

８．その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

① 入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記５．に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

② 入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 最低価格落札方式とする。

② 落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直ちにくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

① 契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自１通を保管する。

② 契約書（２部）を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付

（収入印紙貼付不要契約の場合を除く）して 7 日以内に当研究所総務課契約係あてに到着するよう返送すること。

③　落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。

(5) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記 6.(2)まで提供すること。

(6) 代金支払条件

①　当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に銀行振込により代金を支払う。

②　請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。

(7) 納品または履行の検査等

①　納品または履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。

②　検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①　請負者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

　また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

②　①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③　①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④　請負者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書・入札内訳書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

平成　　年　　月　　日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

[宛先]
入札書提出事業者：
担当部署：
担当者：
FAX 番号：
（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項「*****」入札書確かに受取ました。

[受取人]
国立研究開発法人電子航法研究所
総務課契約係
担当：
電話番号０４２２－４１－３４７６
FAX 番号０４２２－４１－３１６９

入　　札　　書

￥

（消費税および地方消費税相当額を除く）

入札件名及び数量　　*****

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します（入札内訳書添付）。

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 者 名

代表者氏名　　印

国立研究開発法人電子航法研究所　理事長　様

〔入札内訳書〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[事業者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]

項目	単位	数量	単価（円）	合価（円）	備考
合計（入札書記入価格：消費税及び消費税相当額を除く）					

技術審査項目

(1)　ROF（Radio Over Fiber)装置に関して十分な知識と経験を有し，これらに関連する装置の製作・納入実績があり，且つ，本製作に必要となる技術を有していること.

(2)　製作した装置の品質管理について，社内的に十分な管理体制がなされていること.

(別紙様式)

誓　　約　　書

「件名　ＳＳＲ応答高周波信号受信部の製作」
に係る一般競争入札に参加するにあたり、以下の事実について相違無いこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。
　この契約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　官公庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

２　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

４　内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

平成　　年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名

国立研究開発法人電子航法研究所
理事長　山本　憲夫　殿

SSR 応答高周波信号受信部の製作

仕　様　書

平成 **27** 年 **7** 月

国立研究開発法人 電子航法研究所

目次

内容

1. 概要 3
2. 共通適用事項 3
2.1. 工程管理 3
2.2. 連絡会 3
3. 対象機器 3
4. 一般設計基準 4
4.1. 周囲温度および湿度 4
4.2. 耐風圧性 4
4.3. 耐水性・耐腐食性 4
4.4. 電源 4
5. SSR 応答高周波信号受信部の仕様 5
6. 参考資料 8
7. 提出書類 8
8. 監督及び検査 9
8.1. 監督 9
8.2. 納入検査 9
9. 保証 9
10. 納期及び納入場所 9
11. その他 10

1.　概要

本仕様書は，「SSR 応答高周波信号受信部」の製作について規定する．SSR 応答高周波信号受信部は、　SSR モード S 補完システムを構成する装置である。SSR 応答高周波信号受信部は、無線信号を受信する。さらに、受信無線信号を離れた位置に設置された装置に伝送した後、検波を行い、信号処理装置に入力する。これにより、SSR 応答を SSR モード S から離れた位置にある複数アンテナから SSR 応答を取得し、これらの応答を用いて SSR モード S を補完することで送受信数の削減を図る。

2.　共通適用事項

2.1.　工程管理

本仕様書に規定されるすべての作業を実施するにあたり工程管理を行うこと．工程表を速やかに作成し，監督職員に提出し承認を得ること．

2.2.　連絡会

作業実施にあたり，進捗状況報告および問題点の討議を行うため，監督職員との連絡会を計画し適宜開催すること．

3.　対象機器

以下に，本製作で実施する内容の対象機器を示す．

	機器，及び数量	備　考
(1)	SSR 応答高周波信号受信部　1 式 構成品 ・リモート受信部　（※室外機器）　4 式 ・接続光ケーブル　8 式 ・受信検波部　4 式 ・受信検波部用電源ケーブル　4 式	製作

4.　一般設計基準

本装置は，以下の条件を満足すること．

4.1.　周囲温度および湿度

本装置は，以下の温度/湿度条件においてその性能を満足すること．なお，これによらない場合は承認を得ること．

(1)　室外機器　　-10 ～ +60 ℃/ 95%（結露なきこと）
(2)　室内機器（室外機器以外の機器）　　+ 5 ～ +35 ℃/ 70%（結露なきこと）

4.2.　耐風圧性

本装置の室外機器は，下記の風圧条件に耐えること．

(1)　平均風速　　50 m/s
(2)　最大瞬間風速　　75 m/s

4.3.　耐水性・耐腐食性

本装置の室外機器は，耐水構造とすること．また，室外機器の表面材料は，耐腐食性に優れたもの，若しくは防食対策を施したものを使用すること．光ファイバコネクタも防水構造を有するものを使用すること。

4.4.　電源

(1)　電圧
単相交流 100V±5V（リモート受信部を除く）
※　但し，リモート受信部においては，直流電圧入力，並びに光給電方式による電源供給とする．

(2)　交流電源の周波数
50Hz±3Hz，及び 60Hz±3Hz

5.　SSR 応答高周波信号受信部の仕様

(1)　概要

SSR 応答高周波信号受信部（以下，受信部と言う．）は航空機が送信した SSR 応答信号を空中線で受信、無線信号伝送、信号検波を行い、SSR 応答の高性能信号処理部に LogVideo 信号を出力する．リモート受信部（4 式）と検波部（4 式）で構成され，その間はシングルモード光ケーブルで接続される．

本製作では 4 受信局分のリモート受信部および検波部の製作を行う．図 1 にシステム構成と本仕様書による適用範囲（白部）を示す．図の灰色部分は本仕様書の製作範囲に含まない．また，シングルモード光ケーブルも本仕様書の範囲外とする．

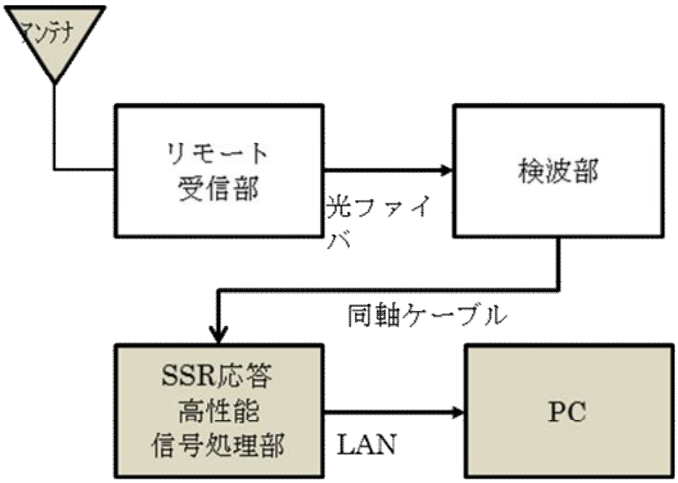

図１．システム構成図

(2)　リモート受信部

・リモート受信部は、光ファイバによる光給電をおこなうこと。

・設置時に通電を確認できる機構を有すること。

・リモート受信部においては，直流電圧入力，並びに光給電方式による電源供給とすること。

・リモート受信部は表 1 の機能性能を満たすこと。

・リモート受信部用の光ファイバとの接続コネクタは、防水性を有するとともに、着脱が容易な機構を有するものを使用すること。

・リモート受信部用の光ファイバケーブルは 4 本用意すること。

・リモート受信部用の電源等用ケーブルは 4 本用意すること。

表 1．機能・性能　リモート部受信部（1 受信局）

外寸	ケーブル、コネクタ、日よけ板等の寸法は含まない。	縦 170mm 以下 横 120mm 以下 高さ 100mm 以下
重量	ケーブルは含まない	3kg 以下
RF 性能	通過帯域周波数	1087～1093MHz
	帯域外減衰量	1060MHz にて 20dB 以上 1120MHz にて 20dB 以上
	許容電力	10dBm MAX
	RF コネクタ	N/J 型、1 ポート
	特性インピーダンス	50Ω
	入力レベル	-85～-20dBm
光性能	光発振波長	1550nm （標準）.
	光コネクタ	1 ポート ファイバ芯線数4芯以下
防水性能		IP65 相当

(3)　　検波部

・検波部は、リモート受信部からの光信号を RF 信号に変換し、LogVideo 検波を行い、LogVideo 信号を出力すること。

・検波部は、リモート部に光ファイバを介して電力を供給できること。

・IF 信号をモニタできること。

・検波部の通電状態を LED 等で確認できること。

・検波部は、表 2-1, 表 2-2 の機能性能を満たすこと。

表 2-1．機能・性能　検波部（検波部 1 式）

外寸	ケーブル、コネクタの寸法は含まない。	縦 480mm 以下 横 450mm 以下 高さ 1000mm 以下 JIS19 インチラックに格納できること。
重量		10kg 以下
RF 性能	通過帯域周波数	1087～1093MHz
	帯域外減衰量	1060MHz にて 20dB 以上 1120MHz にて 20dB 以上
	許容電力	10dBm MAX
	RF 伝送コネクタ	SMA/J（内部）1 ポート
	RF 伝送出力	リモート部 -40dBm 入力時-15dBm 出力
	RF モニタコネクタ	N/J 1 ポート
	RF モニタ 特性インピーダンス	50Ω
Log ビデオ	5dBm 入力時	2.0V(75Ω終端)
	RF 検波出力立ち上がり時間	50nsec 以下 (20dB 相当の変化に対して)
	RF 検波出力立ち下がり時間	50nsec 以下 (20dB 相当の変化に対して)
	出力コネクタ	BNC/F　2 ポート(外部) 1 ポート(モニタ)
	インピーダンス	75Ω

表 2-2.　機能・性能　検波部（検波部 1 式）

光性能	入力レベル	0dBm(標準)
	光発振波長	1550nm （標準）.
	光コネクタ	FC/SPC (反射減衰量 40dB 以上)
		1 ポート ファイバ芯線数 4 芯以下
	最大接続距離	10km (光伝送損失 3dBm 以下の時)
供給電源電圧		90-132VAC

6.　参考資料

本装置の製作に当たり，下記の資料を参考とすること.

(1)　SSR 応答の高性能信号処理部の製作完成図書（平成 27 年 3 月）

(2)　電波法，及び関連法規

7.　提出書類

・	工程表　1 部	契約後 14 日以内	
・	製作設計確認図	1 部	契約後 2 ヶ月以内
・	取扱説明書　2 部	納品時	
・	検査実施要領書	1 部	完成検査 1 週間前
・	完成検査成績書	1 部	納品時

8.　監督及び検査

8.1.　監督

監督職員が必要と認める事項につき適宜，監督を行う．

8.2.　納入検査

納入に先立って，請負者工場もしくは請負者が用意する場所において，当所の検査職員立会いのもと，契約書，仕様書，承認文書および適用事項に基づいて，請負者が契約を履行したことを確認するための検査を実施する．検査の細部については，請負者は検査１週間前までに「検査実施要領書」（検査成績書を含む）を当所に提出し，監督職員の承認を得ること．

9.　保証

納品後１年間は保証期間とし，この間に発生した使用者の責によらない故障・不具合等については，被災等による場合を除き，無償で修理・交換をすること．また，請負者の設計・製作工程などに起因する故障・不具合などについては，保証期間後も無償で修理・交換をすること．

10.　納期及び納入場所

納　　期：　平成 27 年 11 月 14 日
納入場所：　国立研究開発法人電子航法研究所
　　東京都調布市深大寺東町 7-42-23

11. その他

(1) 本仕様書による製作において疑義が生じた場合，または本仕様書の規定によらない場合は，監督職員と協議のうえ，その指示に従うこと.
(2) 製作にあたっては，監督職員と詳細にわたり十分な打ち合わせを行うこと.
(3) 請負者は，当所の許可なく，本契約で知り得た情報を他に流用してはならない.
(4) 製作終了後，請負者の過失に起因する不具合が発見された場合は，請負者はこれを正すための処置を行わなければならない.
(5) 本契約に際し，開発されたハードウェアの回路図を提出すること.
(6) 本契約に際し，開発されたソフトウェアのソースコードを提出すること.
(7) 本契約の実施にあたって，技術上当然必要となる事項については，仕様書に明記されていなくても請負者の負担により実施すること.
(8) コネクタやケーブルコネクタには蓋が付属すること。

以上